

平成 26 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 専務取締役 大村 安孝
(電話番号 022 - 392 - 3711)

名古屋証券取引所からの「改善報告書」提出徴求について

本日、当社は、株式会社名古屋証券取引所より、下記の理由により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 48 条第 1 項第 1 号に基づき、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせします。

記

当社は、平成 26 年 5 月 20 日に開示しました平成 26 年 3 月期決算短信について、速やかに訂正を報告すべきところ、平成 26 年 7 月 1 日まで訂正ができておらず平成 25 年 3 月期決算短信に続き 2 期連続して決算短信を適切に開示できませんでした。

加えまして、当社は平成 25 年 1 月 31 日に公表した第三者割当増資に係る資金用途の変更及び当該第三者割当の目的である太陽光発電事業の推進に係る重要な進捗状況について、開示が遅延しておりました。さらに平成 26 年 4 月 14 日付で開示しました「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ」において、新規事業の開始時期及び業績への影響について誤って開示しており、投資判断上重要な情報についての適時開示において、適切な開示ができませんでした。

このような事態に至った経緯としまして、当社の適時開示を適切に行うための体制における不備に起因するものであります。そして、当社の同体制について改善の必要が高いと認められることから、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求められたものであります。

今後、まずは今回の事態に至った経緯及び改善措置を記載した改善報告書を、平成 26 年 8 月 14 日までに提出し、その報告書に記載される改善策を着実に実行に移していくことで、株主の皆様を含め関係者の信頼を得られるよう努力してまいります。

以上